

中華人民共和国産トリス（クロロプロピル）ホスフェート
に対する不当廉売関税の課税

令和2年9月8日
関税・外国為替等審議会
関税分科会特殊関税部会
財務省関税局

調査の概要等

調査の概要

- 政府において、関税定率法第8条に基づき、中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。)産のトリス(クロロプロピル)ホスフェートに関し、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実について、調査を実施。

【調査対象貨物】

- トリス(クロロプロピル)ホスフェート
- HS2919. 90号に分類
- 一般に無色から淡黄色透明の液体であり、主として、硬質ウレタン系断熱材用の難燃剤に使用



[写真提供: 大八化学工業株式会社]

【調査対象期間】

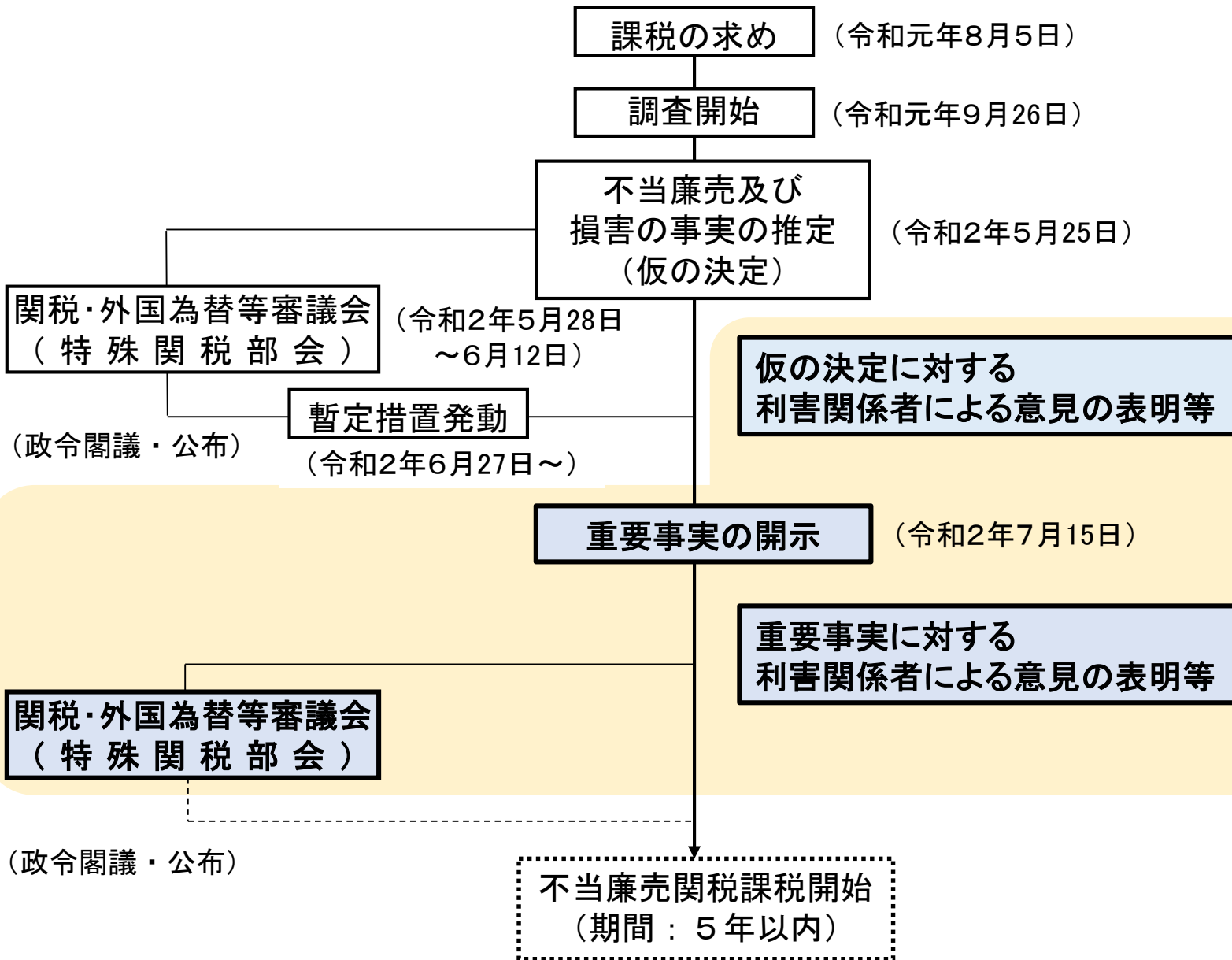
- 不当廉売された貨物の輸入の事実: 平成30年4月1日～平成31年3月31日
- 当該輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実: 平成26年4月1日～平成31年3月31日

不当廉売関税の課税要件

- 不当廉売された貨物の輸入の事実が認められること。
- 当該輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が認められること。
- 本邦の産業を保護する必要があると認められること。

※ 関税定率法第8条第1項

調査の経緯



利害関係者からの意見①(仮の決定に対する反論)

仮の決定に対する反論

提出者	反論	調査当局見解
輸入者	① 代替国構成価格は中国国内の販売価格と比較して高くなっており、代替国構成価格を正常価格として不当廉売差額を算出するべきではない。	中国供給者から質問状への回答がなく、市場経済の条件が浸透している事実を確認できなかったことから、代替国質問状回答書に基づいて算出した代替国構成価格を正常価格として採用した。
	② 調査当局が中国供給者から中国国内販売価格又は第三国向け輸出価格を入手し正常価格とすべきである。	
	③ 調査当局が中国供給者から輸出価格を入手し不当廉売差額を計算すべきである。	中国供給者から質問状への回答がなかったことから、知ることができた事実(ファクツ・アヴェイラブル(FA))に基づいて輸出価格を算出した。
	④ 本邦産業は国内需要に見合った供給能力を有しておらず、産業上の使用者は常に一定量は輸入品に頼らざるを得ないので、中国からの不当で安価な輸入により本邦産業に損害が生じているわけではない。	本邦産業は需要量の全てを賅い得る生産能力は有していないが、十分な供給能力を残している。一方で、産業上の使用者が安価な輸入貨物を選好・購入しており、こうした状況下で安価に当該輸入貨物が販売されたことにより、本邦産業に実質的な損害が生じた。

(注) ファクツ・アヴェイラブル(FA)

利害関係者が妥当な期間に必要な情報を提供しないといった場合に、調査当局が知ることができた事実に基づいて各種決定を行うこと。WTO協定上認められた手法。

(参考) 申請者から、仮の決定の内容を支持する意見及び輸入者からの反論に対する再反論の提出あり。

仮の決定で示した判断を変える必要はないものと認められた。

重要事実の開示

重要事実の開示

重要事実の開示

- 令和2年7月15日、すべての利害関係者に対し、最終決定の基礎となる重要な事実(重要事実)として以下を通知。

重要事実記載事項

- 調査対象貨物、調査対象期間、調査対象事項、経緯等
- 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項
- 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項
- 不当廉売された調査対象貨物の輸入と実質的な損害との間の因果関係
- 仮の決定に係る反論及び再反論等、並びにこれらに係る調査当局の見解

(参考)アンチダンピング協定第6.9条

当局は、最終的な決定を行う前に、検討の対象となっている重要な事実であって、確定的な措置をとるかとならないかを決定するための基礎とするものを利害関係を有するすべての者に通知する。その通知は、これらの者が自己の利益を擁護するための十分な時間的余裕をもって行われるべきである。

利害関係者からの意見②(重要事実に対する反論)

重要事実に対する反論

- 輸入者1者から、産業上の使用者への影響に鑑み、不当廉売関税の課税に反対する内容の反論の提出。
 - ➡ 調査対象(「不当廉売された貨物の輸入の事実」及び「不当廉売された貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実」)に関する調査当局の判断を変える必要なし。
- 申請者から、重要事実の内容を支持する意見及び輸入者からの反論に対する再反論の提出あり。

調査対象(「不当廉売された貨物の輸入の事実」及び「不当廉売された貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実」)に関する重要事実の内容を変更する必要なし

調査結果

- 「不当廉売された貨物の輸入の事実」及び「不当廉売された貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実」に関する事実認定が確定。

調査結果（不当廉売された貨物の輸入の事実）

不当廉売差額率の算出

$$\text{不当廉売差額率(\%)} = ((\text{正常価格} - \text{輸出価格}) / \text{輸出価格}) \times 100$$

- 正常価格 : 市場経済の条件が浸透している事実を確認できなかったことから、輸出国の国内価格等に代えて、調査対象貨物と同種の貨物を生産する国であって中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国の企業の価格情報を用いて算出。
- 輸出価格 : 質問状等に対する供給者からの回答がなかったことから、調査当局が知ることができた事実として輸入者に対して送付した質問状の回答等に基づき算出。

調査結果

- 正常価格と本邦への輸出価格を比較し、輸出価格が正常価格よりも低かったため、不当廉売された貨物の輸入の事実が認められた。
- 算出された不当廉売差額率は40.73%。

【表1】 不当廉売差額率

国	供給者名	不当廉売差額率
中国	全供給者	40.73%

調査結果(実質的な損害等の事実)

検討

● 不当廉売された貨物の輸入
 ⇒中国産の貨物は、調査対象期間を通じ、本邦における市場占拠率において支配的な水準を維持する量で輸入された(D)。また、国産品を常に下回る価格で輸入され、販売された(G)。

● 本邦産業への影響
 ⇒本邦産業は、国産品の販売先を維持・確保するべく、価格の引下げ及び価格の引上げの抑制を行いつつ続けた(E)。その結果、製造原価の増減に見合った価格設定ができず、営業利益が著しく減少(J)。

● 因果関係
 ⇒中国以外の国からの貨物による国産品価格への影響などは特に認められず、中国からの不当廉売輸入と本邦産業に与える損害との因果関係が認められた。

【表2】 本邦の産業の状況

指数 (平成26年度=100)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考) 26年度から 30年度にお ける変化率
国内需要量(A)	100	105	104	111	111	+11%
中国産品の輸入量(B)	100	101	94	97	91	▲9%
国産品の販売量(C)	100	152	207	241	306	+206%
中国産品の市場占拠率(D)	100	85~100	85~100	75~90	75~90	▲10%~ ▲25%
国産品の価格(E)	100	89	81	80	84	▲16%
中国産品の価格(F)	100	102	92	93	108	+8%
(価格比(%))(G)	70~85	80~95	80~95	80~95	85~ 100	
国産品の売上高(H)	100	133	163	190	252	+152%
国産品の製造原価(I)	100	100	92	93	101	+1%
国内産業の営業利益(J)	100	▲850	▲1488	▲1727	▲2539	著しく減少

$$\text{価格比(\%)} = (\text{輸入品(中国)の価格} / \text{国産品の価格}) \times 100$$

調査結果

● 不当廉売された貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が認められた。

不当廉売関税の課税

本邦産業保護の必要性

- 不当廉売された貨物の輸入の事実： 有
- 当該輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実： 有
- 不当廉売関税による本邦産業の保護の必要性を否定する特別の事情： 無

不当廉売輸入による損害から本邦産業を保護するために、不当廉売関税を課す必要性が認められる。

不当廉売関税の課税

- 不当廉売関税の課税要件を満たしていることから、表3のとおり不当廉売関税を課することが適当（税率は暫定措置と同率、期間はWTO協定及び法令で認められた期間内である5年間）。

(参考) 不当廉売差額率と不当廉売関税率の考え方

【表3】不当廉売関税率

国	供給者名	不当廉売関税率
中国	全供給者	37.2%

(注) 不当廉売関税率 = (不当廉売差額 / 本邦輸入価格) × 100

